

だい じ にしとうきょうししょうがいしゃきほんけいかく  
**第3次西東京市障害者基本計画**

- だい き にしとうきょう し しょうがいふくし けいかく  
**第7期西東京市障害福祉計画**
- だい き にしとうきょう し しょうがい じ ふくし けいかく  
**第3期西東京市障害児福祉計画**

とは？

計画の位置づけ

にしとうきょうし しょうがいふくし かん けいかく  
 ・西東京市には、障害福祉に関する計画が3つあります。

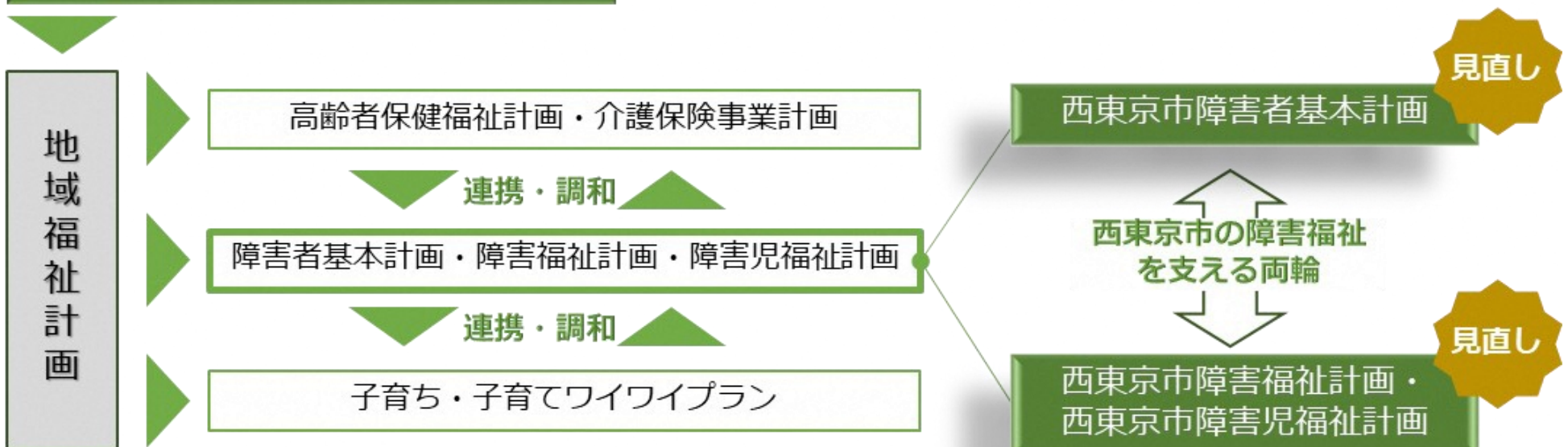
けいかくめい 計画名	けいかく ないよう 計画の内容	こんきよ ほうりつ 根拠となっている法律
にしとうきょうししょうがいしゃきほんけいかく 西東京市障害者基本計画	にしとうきょうしぜんたい しょうがいふくししさく けいかく 西東京市全体の障害福祉施策をまとめている計画	しょうがいしゃきほんほう 障害者基本法
にしとうきょうししょうがいふくしけいかく 西東京市障害福祉計画	さいいじょう しょうがい ひと いりようてき ひつよう ひと 18歳以上の、障害のある人や医療的ケアの必要な人などへの しょうがいふくし けいかく 障害福祉サービスについてまとめている計画	しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ 障害者の日常生活及び社会生活を そうごうてき しえん ほうりつ 総合的に支援するための法律
にしとうきょうししょうがいじふくしけいかく 西東京市障害児福祉計画	さいみまん しょうがい こ いりようてき ひつよう こ 18歳未満の、障害のある子どもや医療的ケアの必要な子ども しょうがいじふくし けいかく への障害児福祉サービスについてまとめている計画	じどうふくしほう 児童福祉法

今回、3つの計画が令和6年（2024年）3月に同時に計画期間を満了することから、  
 令和6年（2024年）4月から開始する新たな3つの計画を一体的に策定しました。

他の西東京市の計画との連携・調和

しょうがいふくし かん けいかく し ちいきふくしけいかく こうれいしゃふくし かん けいかく こ ことだ かん けいかく れんけい ちょうわ さくてい  
 ・障害福祉に関する計画は、市の地域福祉計画や高齢者福祉に関する計画、子ども・子育てに関する計画と連携・調和しながら策定されています。

西東京市基本構想・基本計画



# どんなことを決めている計画なの？

## それぞれの計画の基本的な考え方

けいかくめい 計画名	けいかく かんが かつ 計画の考え方
にしとうきょうし 西東京市 しょうがいしゃきほんけいかく 障害者基本計画	10年の計画期間の中で、本市が基本理念・基本方針に掲げる将来像を実現するために、市全体で実施する具体的な事業を取りまとめています。  例えば・・・ 障害のある人への情報提供の充実や、障害のある子どもの療育環境の充実、災害時の対策、市民全体への障害についての普及啓発など、様々な施策を網羅しています。
にしとうきょうし 西東京市 しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画	3年の計画期間の中で、本市における18歳以上の人への障害福祉サービスの提供量および提供体制の確保方策を定めています。  例えば・・・ 居宅介護や生活介護、就労継続支援、グループホーム、相談支援など、生活をする上で必要な障害福祉サービスをまとめています。
にしとうきょうし 西東京市 しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画	3年の計画期間の中で、本市における18歳未満の人への障害児福祉サービスの提供量および提供体制の確保方策を定めています。  例えば・・・ 児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援など、障害のある子どもに対する福祉サービスをまとめています。

それぞれの計画が役割分担をして、西東京市の障害福祉の充実に向けて取り組んでいます。

いこいな

## この計画は誰のために策定されているの？

・本計画の対象となる人は、障害者手帳をお持ちの人だけでなく、次の様々な市民、支援者を念頭において策定しています。

### しょうがいしゃてちょうしょじしゃ 障害者手帳所持者

- ・身体障害者手帳をお持ちの人
- ・愛の手帳（療育手帳）をお持ちの人
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

### しょうがいしゃてちょうも 障害者手帳を持っていない人も

### しょうがいふくしりょうかたはんい 障害福祉サービスを利用できる方の範囲

- ・難病を患っている人
- ・発達障害の診断を受けている人
- ・高次脳機能障害の診断を受けている人
- ・医療的ケアを必要としている人

## しょうがいしゃきほんけいかく 障害者基本計画

## しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画

## しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画

### かぞく しえんしゃ ご家族・支援者

- ・当事者の保護者、きょうだい、親戚などのご家族
- ・障害福祉施設や教育保育施設、医療機関、行政などの支援者

### にしとうきょうしせいかつとも 西東京市で生活を共にしている市民

- ・隣近所の人
- ・学校や勤務先の同僚の人

# しょうがい しゅるい 障害にはどんな種類があるの？

障害の種類	特性
身体障害	視覚・聴覚・言語機能の障害や肢体の不自由など、身体に障害のある状態をいいます。また、内部障害といって、体の内側にある内臓の機能が低下している状態など、外見だけでは判断できない障害も含まれています。
知的障害	知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳未満）にあらわれ、日常生活の中でさまざまな不自由が生じている状態をいいます。例えば、複雑な事柄やこみいった文章・会話の理解が不得手であったり、おつりのやりとりのような日常生活の中での計算が苦手だったりすることがあります。
精神障害	精神疾患のため精神機能の障害が生じ、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態をいいます。病状が深刻になると、判断能力や行動のコントロールが著しく低下することがあります。一般の人々に対して正しい知識が十分に普及していないこともあり、精神疾患というだけで誤解や偏見、差別の対象となりやすく、社会参加が妨げられがちです。
発達障害	広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群など）・学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（AD/HD）など、脳機能の発達に関係する障害で、家庭環境や親の育て方が原因となるものではありません。発達障害のある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手で、その言動が誤解されてしまうこともあります。障害の種類や程度、年齢や性格などにより個人差があり、望ましい対応方法も個別的・具体的にかなり違ったものとなりますが、子供のうちからの「気づき」や「適切なサポート」、障害に対する私たち一人ひとりの「理解」が大切です。
高次脳機能障害	脳卒中などの病気や交通事故などで脳の一部を損傷したために、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に障害が起きた状態をいいます。外見からは分かりにくい障害であるために、周りの人から十分に理解を得ることが難しく誤解されてしまうことがあります。
医療的ケア	医療的ケアとは自宅で家族等が日常的に行う、医療的生活援助行為のことです。同じ内容でも医師や看護師などが行う「医療行為」とは区別されます。例えば、人口呼吸器の装着や、痰の吸引、経管栄養、皮下注射などが該当します。
難病	難病は治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とすることで大きな経済的負担を強めます。国が「難病の患者に対する医療等に関する法律」に定められる基準に基づいて医療費助成制度の対象としていますが、障害者総合支援法独自の疾病も対象としています。

障害には、色々な特性があります。外見だけでは判断できない障害も数多くあるため、一人ひとりがお互いの特性を理解し合い、尊重し合うことが大切です。

いこいな



# 西東京市には障害のある人がどれくらい住んでいるの？

## 手帳所持者は総人口よりも速いペースで増加

- ・西東京市の人口はゆるやかに増加しています。
- ・平成30年度に203,222人だった人口は、5年後の令和5年度には205,801人と約1.01倍に増加しています。
- ・一方で、身体障害者手帳などの、障害者手帳をお持ちの人は、総人口よりも速いペースで増加しています。

身体障害者手帳所持者数

令和5年度には5,906人、平成30年度からの5年間で1.1倍

精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和5年度には2,471人、平成30年度からの5年間で1.4倍

愛の手帳所持者数

令和5年度には1,527人、平成30年度からの5年間で1.2倍

難病医療助成者数

令和5年度には2,358人、平成30年度からの5年間で1.3倍



## 特別支援教育を必要とする小学生が急増中

- ・西東京市の14歳以下の年少人口はゆるやかに減少しています。
- ・平成30年度に24,937人だった年少人口は、5年後の令和5年度には24,700人と約0.99倍に減少しています。
- ・少子化が進む一方で、特別支援教育を利用している小学生は急増しています。

通級指導学級を利用している小学生

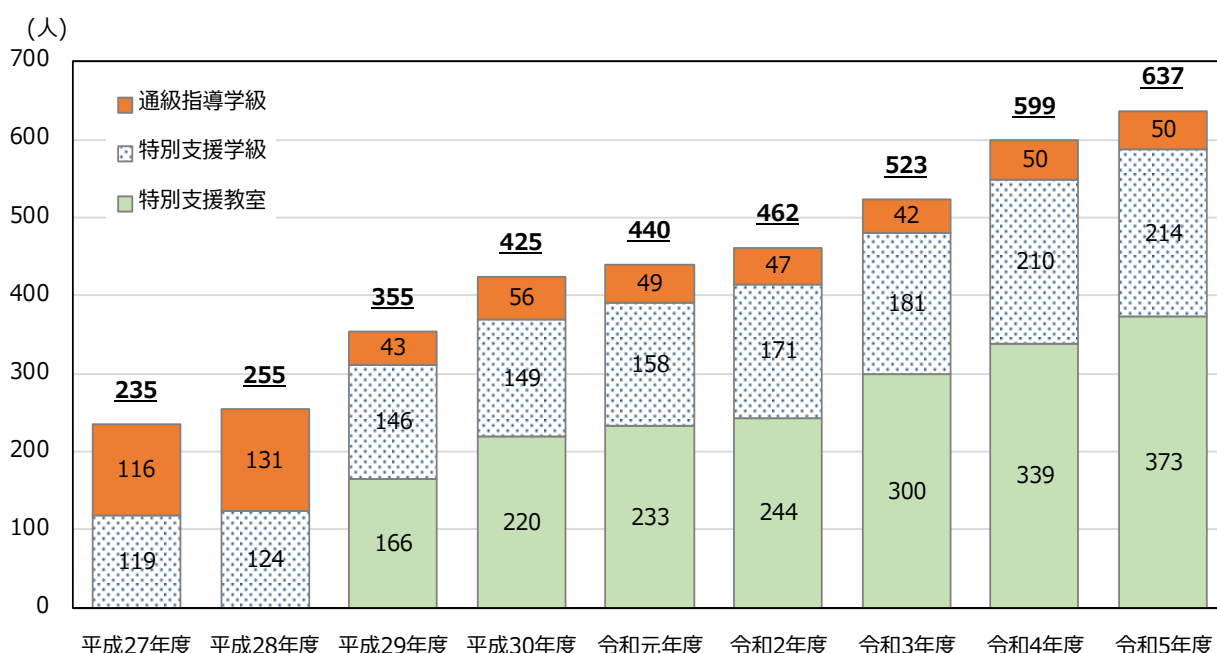
令和5年度には50人、平成30年度からの5年間で0.9倍

特別支援学級を利用している小学生

令和5年度には214人、平成30年度からの5年間で1.4倍

特別支援教室を利用している小学生

令和5年度には373人、平成30年度からの5年間で1.7倍



# 新しい計画で実現したいことは何？

## 基本理念

・今回策定した3つの計画に共通する目標として、次の「基本理念」を定めました。

あなたも私も ともに自分らしく  
ありたい自分でいられる 共生のまち西東京

## 基本理念に込めた西東京市の思い

いこいな

西東京市に住まうすべての市民は、  
障害のある・なしによって分け隔てられることなく、  
すべての人がお互いに人格や個性を尊重しあいながら、  
ともに生きていける社会になることを希望しています。

なぜなら、障害のある・なしに関わらず、等しくひとりの人間として、  
同じ尊厳をもって生まれてきた存在だからです。

私たちは、障害のある人が日常生活や社会生活を営むにあたっての障壁（バリア）となるような  
あらゆる事柄、制度、慣習、考え方を取り除く努力を続けてきましたが、  
残念ながらこれらの障壁はまだ存在しています。

それでも私たちは今後も諦めることなく、  
これらすべての障壁を取り除いていく努力を続けていきます。

なぜなら、障害がある人の障壁を取り除くことは、障害のある人だけでなく、  
そのご家族、そして障害がない人にとっても、  
生涯に渡って生きやすい環境を作り出すことに他ならないからです。

しかし、生活環境が整うだけでは、人の心は十分に満たされるものではありません。  
障害のない人と同様に、障害のある人やそのご家族も、ありたい自分であることの自由、  
やってみたいことにチャレンジする自由、  
そして同時にやりたくないことを強要されない自由があるのです。

やってみたい、努力したい、行ってみたい、誰かを助けたい等という自分の気持ちが尊重され、  
挑戦する機会が障害のある人にも障害のない人にも公正に存在するとともに、  
それを支援する環境が求められます。

自分一人だけでなく、周囲の誰もがありたい自分を追求できる西東京市を目指していきます。

## 基本理念の言葉の説明

### あなたも私も

- ・ 障害のある人、難病のある人、未だ病識のない人、介護する家族等（ケアラー）、障害のない人など、誰であっても、分け隔てられることがなく尊重される大切な存在です。
- ・ また尊重される大切な存在は、自分だけではなく、他者も同様であることも表しています。

### ともに

- ・ 西東京市のまちづくりにかかわるさまざまな主体が、手を携え、支え合っている様子を表しています。
- ・ 個の想いや力だけでなく、それぞれが立場や経験を活かし、協働し、支え合うことでより多様化・複雑化する課題に対応していきます。

### 自分らしく

- ・ 自分らしさとは、かけがえのない自分のことであり、尊厳とも言い換えることができます。
- ・ 障害のある人や、介護する家族などが、障害があることをもって差別されたり、自由な意思決定や行動を妨げられることがあってはなりません。

### ありたい自分でいられる

- ・ 学ぶこと、働くこと、地域の様々な活動に参加すること、またはしないことは、障害の有無で区別されることはありません。
- ・ 障害のある人も、地域の中で、ときには支援を受けながら、能力と意欲を発揮し、自己実現を図ることができる社会が求められます。

### 共生のまち 西東京

- ・ 私たちが望む地域共生社会とは、障害の有無や、病気の有無によって、支え手側と受け手側に分かれることなく、互いに支え合いながら活躍できる社会です。
- ・ 障害の有無に関わらず、地域の一員として様々な役割や責任をそれぞれの能力の範囲で果たしながら暮らすことは、自然なあり方です。
- ・ 一人ひとりが地域で起きる問題を「自分ごと」として捉え、行政・事業者・関係機関・市民等、地域のみんなで解決し、適切な支援につながっていく社会を作ります。



# 基本方針 1 障害のある人の自立した生活を支えます。


- ・障害のある人が、自立した生活を送るためには、ライフステージに応じた相談体制と支援体制の充実・強化が必要です。
- ・自立した生活とは、自分のことを全て自分で行うことだけでなく、自らの意思決定に基づき希望する生活を、自らの意思が尊重されながら、必要な支援を受けて実現していくことも大切なことです。
- ・また、障害のある人の多くが、在宅での生活やグループホームでの生活といった、地域での生活を希望しています。グループホーム等の住まいの場の確保を行うとともに、在宅でも安心して生活できる保健・医療の提供体制を充実させていきます。
- ・本市では、家族以外に相談相手がない障害のある人が増加傾向にあります。障害のある人が、自らの意思に基づき、自分らしい暮らしを実現していくための理解者が家族以外にも得られるような交流も重要です。
- ・あわせて、相談支援・ネットワークを強化し、相談しやすく使いやすい窓口の整備に努め、社会資源を必要としている人に有効に利用いただけるよう図るとともに、ライフステージによって支援や信頼関係の再構築等による心理的負担を軽減するため、関係機関の連携を強化し、切れ目ない支援を進めていきます。
- ・発達障害やグレーゾーン、難病、強度行動障害や、高次脳機能障害、精神障害、医療的ケアが必要であるなど、障害や支援の必要性の程度が軽度から重度まで幅が広く、また、障害のある人の高齢化が進むなど多様化しています。
- ・様々な障害特性を理解し、共に地域で生活していくためには、幼少期から障害のある人と共に環境を共有することが重要になります。幼少期からの「共に生活する」経験を重ねながら、お互いを認め合うインクルーシブなまちづくりを進めます。

## 方向性

- (1) 相談支援・ネットワーク 相談しやすく使いやすい窓口の整備と、相談機関相互の連携を強化します。
- (2) 生活支援 障害のある人が、必要なサービスや医療を受けられる体制を構築します。
- (3) 居住支援 グループホーム等の住まいの確保や、過ごしやすい住環境を整えます。
- (4) 情報・コミュニケーション 障害特性に配慮した情報の取得利用がしやすい環境作りに努めます。
- (5) 子どもへの療育支援 障害や発達に遅れのある子どもが、必要な療育を受けられる体制を構築します。

## 目標設定

障害のある人や障害のある子どもの、「西東京市の障害福祉施策の満足度」を向上します。

	現在の満足度 (令和4年度アンケート結果)	目標
障害のある人	24.0%	 増やす
障害のある子ども	18.9%	

いこいな

## 基本方針2 障害のある人等の自己実現を支援します。

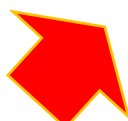
- ・障害のある人が、地域社会の一員として、自らの力を発揮したいという希望を叶えるためには、就労支援体制の充実や地域活動等に参加しやすい環境づくりが大切です。
- ・障害のある人の就労形態は、一般的な企業等での就労から、福祉施設での福祉的就労まで多様であり、職場での職務内容や発揮する能力も一人ひとりで強みや特性が異なります。
- ・職場等で能力を発揮し活躍するために必要な理解やサポートは、個性や障害特性によって様々です。一人ひとりの障害特性に応じた、自分に合った就労支援を受けられるよう、職業相談をはじめ、様々な就労支援体制を構築します。
- ・地域活動においては、様々な障害特性を理解され、障害のある人が「居心地が良い」と感じられる居場所を増やす必要があります。
- ・また、障害のある人が、様々な機会や場面で地域活動に参加するだけでなく、自らの希望に沿って地域活動を企画・運営することができる環境づくりも必要です。
- ・あわせて、介護する家族（ケアラー）が、日常や将来の不安などが軽減できるよう、家族同士の情報交換や学びの機会を提供するとともに、家族自身の自らの力を発揮したいという希望を叶えていくため、就労環境の整備やレスパイト支援の観点からのサービス拡充も求められています。
- ・日々の生活において、自らが希望する地域での活動を、障害を理由に妨げられることがないよう、誰もが参加・参画できる場づくりを関係機関や地域の様々な主体と連携して進めます。

### 方向性

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 雇用・就業支援     | 個々の状態にあった就労環境の確保に取り組みます。                      |
| (2) 余暇活動・生涯学習活動 | 地域で楽しめる居場所を確保できるように、様々な活動等の機会を拡大します。          |
| (3) 家族への支援      | 介護する家族の不安を軽減し、家族の自己実現が図れるよう、サービス拡充や環境整備に努めます。 |

### 目標設定

障害のある人や障害のある子どもが、「楽しみ」を持てるようにします。

	楽しみがある人の割合 (令和4年度アンケート結果)	目標
障害のある人	66.4%	 増やす
障害のある子ども	84.4%	

いこいな



## 基本方針3 地域で安心して暮らせる環境整備に取り組みます。


- ・障害のある人もない人も、ともに地域で安心して生活していく地域共生社会の実現のためには、お互いのことを理解し合うことが不可欠です。
- ・調査では何らかの差別や偏見を感じたと障害のある人が一定数回答されており、人権への配慮が求められる状況です。
- ・地域の様々な行事やイベントを通じて、市民に対する障害及び障害のある人への理解促進を進めるとともに、当事者団体等と連携して理解の促進に資する効果的な取組を行い、安心して暮らせるまちを目指します。
- ・障害及び障害のある人への理解が進むことは、誰しも障害のある状況になる可能性があることを知ることに繋がります。
- ・若いうちからの生活習慣の見直しや、適切な健康診査の受診、心の健康づくり、安全対策を進め、予防対策を進めていくことも必要です。
- ・適切なサービスや支援を有効に活用していただくためには、地域で生活する上で必要な情報をわかりやすく発信することも必要です。必要な人に必要な様々な情報が適切に届くよう、障害特性に配慮した情報発信の取組を進めます。
- ・さらに、地域で安心して暮らせる生活環境を整えるため、ハード面での建造物、道路等のバリアフリー化を進めるとともに、ICTの積極的な活用や各種手続き等の見直しにより手続きの簡素化を図り、利便性の向上を図ります。
- ・あわせて、災害時にも安心して暮らせるよう、障害特性にかかわらず誰もが安心できる災害対策を進めていきます。

### 方向性

- |                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 啓発               | 障害等への理解を深めるための積極的な取組を進めます。   |
| (2) 疾病等の予防・早期発見      | 健康診断の受診による疾病等の早期発見や、地域における健康づくり等の取り組みにより、障害の原因となる疾病等の予防・早期発見に努めます。 |
| (3) 情報発信・アクセシビリティの確保 | サービスや支援を有効に活用していただけるよう、わかりやすい発信とアクセシビリティの確保に努めます。                  |
| (4) 生活環境・災害対策        | 障害のある人が安心して暮らせるよう、生活環境の整備と利便性の向上、災害対策を進めます。                        |

### 目標設定

障害のある人や障害のある子どもの、「障害を理由とした差別等の経験」がなくなる社会を目指します。

	現在の差別等を受けた経験がある人の割合 (令和4年度アンケート結果)	目標
障害のある人	32.9%	 <b>減らす</b>
障害のある子ども	54.1%	

いこいな

# 障害福祉サービスの量の見込み

・18歳以上の人を利用できる障害福祉サービスについて、主なサービスの令和8年度の提供量の見込みをご紹介します。

## 訪問系サービス

ホームヘルパーの派遣や、視覚障害のある人や知的障害・精神障害のある人への外出時の移動支援などを行うサービスです。

	実績 (令和4年度)	見込み (令和8年度)
延べ時間/月	11,289	14,214

## 短期入所支援（ショートステイ）

在宅の障害のある人や障害のある子どもを介護する人が病気の場合等に、障害のある人や障害のある子どもが施設に短期間入所した際、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるサービスです。

	実績 (令和4年度)	見込み (令和8年度)
延べ人数/月	325	680

## 生活介護

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供するサービスです。

	実績 (令和4年度)	見込み (令和8年度)
延べ人数/月	6,520	7,220

## 就労継続支援B型

一般就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を伴わないタイプのサービスです。

	実績 (令和4年度)	見込み (令和8年度)
延べ人数/月	6,789	8,186

## 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

	実績 (令和4年度)	見込み (令和8年度)
実人数/月	315	532

## 施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対し、主に夜間において入浴や排せつ、食事の介護等の支援を行うサービスです。

	実績 (令和4年度)	見込み (令和8年度)
実人数/月	140	134

# 障害児福祉サービスの量の見込み

・18歳未満の人が利用できる障害児福祉サービスについて、主なサービスの令和8年度の提供量の見込みをご紹介します。

## 児童発達支援

主に未就学の子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

	実績 (令和4年度)	見込み (令和8年度)
延べ人数/月	1,980	2,465

## 放課後等デイサービス

主に就学している子どもを対象に、学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

	実績 (令和4年度)	見込み (令和8年度)
延べ人数/月	3,517	4,659

## 保育所等訪問支援

保育所や学校等を訪問し、障害のある子どもに対して、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。

	実績 (令和4年度)	見込み (令和8年度)
延べ人数/月	38	79



# 計画の着実な推進に向けて

## 計画の進捗状況のモニタリング

地域の関係機関が連携し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関である地域自立支援協議会の中で、計画の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。

また、協議会でのモニタリングの内容やそこでの評価の政策への反映状況を市民に公開します。

## 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの提供体制の整備

民間のサービス事業所に対して情報提供等を行うことにより、市内への新規参入を誘致するなど、サービスの提供体制の量的拡大を図っていきます。

## 市民参加の推進

計画をより市民ニーズに沿ったものにするためには、市民が主体的に計画の策定や推進に参画することが重要です。今後も計画の策定や見直しにあたっては、市民の意識や要望を把握するためのアンケート調査・ヒアリング調査等の各種調査や、パブリックコメントの実施等、市民から幅広く意見を求める機会を設けていきます。

また、計画をより効果的に実施していくためには、行政と市民、民間事業所及び関係機関が連携・協働することが重要となります。そこで、本計画の施策を実施するにあたっては、既存のネットワークを発展・拡充し、庁内外の関係機関との連携を強化していくとともに、障害福祉サービス事業所や障害者団体の自発的な参加を推進し、四者が共に計画を推進する体制づくりを進めます。

## PDCA サイクルによる進捗管理

地域自立支援協議会の中で、PDCA サイクルに基づいて、本計画の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。

計画書の冊子では、すべての福祉サービスの見込みを掲載しています。

気になる方は、是非冊子を手にとっていただき、ご一読ください。

計画書の冊子は●●に用意してあります。

<計画書の冊子が置いてある場所>

いこいな